

流山市役所第1～3庁舎自動販売機設置事業者募集（R2.4～）質問及び回答

流山市役所第1～3庁舎自動販売機設置事業者募集に係る質問及び回答（令和2年4月1日から設置分）

ID	質問	回答
1	第2庁舎3階の月平均売上本数は600本ですが、現在2台設置しており2台で1,200本の売上です。よろしいでしょうか？	現在設置している2台の合計で600本（参考値）の売上となっています。
2	第3庁舎の月平均売上は100本ですが、もう1台の売り上げ本数はいくつでしょうか。最低価格3,000円でも採算の見込みがないと思われそうです。応募者がいなかった場合は最低価格の見直しを考慮しておりますか。それとも、制限なしで再募集を行うのかご教示ください。	第3庁舎のもう1台の既設自動販売機について売上本数は把握していません。また、応募者がいなかった場合の方針については現段階では決定していません。
3	第2庁舎4階は2台の募集ですが、食品自動販売機の設置を検討しているとの記載がありますが、もしカップ飲料（コーヒー等）の自動販売機を設置した場合は、缶飲料の自動販売機の売上が減少した場合は入札価格の減額に応じていただけるのかご教示ください。	募集要項P4「3 契約上の条件等（9）その他」に「貸付期間中に本件募集箇所の施設内の別の箇所に自動販売機を新設することとなった場合も設置事業者は異議申し立てできない」とあるように設置事業者からの異議申し立てや貸付料の減額には応じられません。
4	第1庁舎の2階、3階の募集条件に災害時の飲料提供機能の必須ですが、理由をご教示ください（災害が発生した場合、一般市民が2階、3階の利用をするか考えられない為）。	災害時の飲料提供機能は、災害時に市民の方が直接利用するのではなく「市職員の管理の下で飲料を管理・提供すること」を想定しています。
5	前回の募集では、1事業所2台までの設置でしたが（応募は何台でも可能）、今回の募集では、10台全部が1事業所になる可能性があります。想定されているのかご教示ください。	過去に、「1事業者2台まで設置可能」という制限を設けて募集したことがありましたが、今回は貸付料の価格競争により設置事業者を決定することとし、設置台数に対する制限は設けておりません。